

令和5年第1回稲沢市農業委員会総会会議録

令和5年1月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳		
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
10番	木村 均		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後1時55分開会

**【事務局】**

定刻前ではありますが、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第1回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、木村委員の1名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。新年を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本年も健康に留意され、農業委員会活動にお力添えくださいますよう、お願いいたします。それでは、只今から、令和5年第1回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、17番小原委員、18番竹田委員を指名いたします。次に日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。  
所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

遺贈（いぞう）での所有権移転です。

伯父（おじ）からの遺贈により後継者へ継承し、受人は規模拡大をするものです。

受人は現在1,936㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では180日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与（ぞうよ）での所有権移転です。

受人と渡人は親子関係であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在12,634㎡の農地を経営しており、個人で年75日、世帯では975日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在10,322㎡の農地を経営しており、個人で年間170日、世帯では170日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在310,491㎡の農地を経営しており、個人で年間340日、世帯で640日農業に従事しております。

番号5番、6番、7番は受人が同一世帯であるため、一括で説明いたします。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

5番、6番、7番の受人と渡人は祖母と孫の関係で、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在20,965㎡の農地を経営しており、個人で年間60～250日、世帯では910日農業に従事しております。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 6,267 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 250 日、世帯では 250 日農業に従事しております。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 14,712 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 60 日、世帯では 280 日農業に従事しております。

番号10番

4 ページも併せてお願いします。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 2890 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 200 日、世帯では 300 日農業に従事しております。

5 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 10 件、移動の土地は、田 10 筆 7190 m<sup>2</sup>、畑 3 筆 1015 m<sup>2</sup>、合計 13 筆 8205 m<sup>2</sup>です。

以上、番号1番から10番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、川松委員は採決に加わることはできませんので、よろしく願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

6ページをお願いします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。続きまして7ページをお願いします。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

宅地等 857㎡と一体利用します。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

雑種地 535㎡と一体利用します。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

宅地等 53.91 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

贈与による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

贈与による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

宅地 142.14 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは物干し場・通路を設置し、農地区分は第3種農地です。

宅地 155.37 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは店舗を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは太陽光パネルを設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号11申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たしております。

つづきまして、8ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号12申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

宅地 305.17 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号13申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちら車庫を建築し、農地区分は第2種農地です。

宅地 244.21 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号14申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちら店舗を建築し、農地区分は第3種農地です。

番号15番・16番は受人が同じで、転用行為も同一事業のため、一括で説明いたします。

(番号15申請地、地目、面積朗読。)

(番号16申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは、既存施設の拡張と駐車場の拡幅を目的とする農地転用です。農地区分は第3種農地です。

宅地 1,149.99 m<sup>2</sup>と一体利用します。

(番号17申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちら分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

つづきまして、9ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、17件 転用土地 田 9筆 1,972.52 m<sup>2</sup> 畑 12筆 4,523 m<sup>2</sup> 合計21筆 6,495.52 m<sup>2</sup>です。

以上5条申請 17件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、竹田委員は採決に加わるできませんので、よろしく願いいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案10ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求めます。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件のみになります。

11ページをお願いします。

申請地 を朗読。

賃借権の設定は16筆、使用貸借権の設定は28筆です。

貸借期間はすべて令和5年3月1日から令和15年12月31日までです。

15ページ総括表をお願い致します。

田 44筆 22,902㎡ になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、竹田委員は採決に加わることができませんので、よろしく願いいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案16ページをお願い致します。

議案 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

17ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定は16筆、使用貸借権の設定は28筆です。

賃借期間はすべて令和5年3月1日から令和15年12月31日までです。

21ページ総括表をお願い致します。

田 44筆 22,902㎡ になります。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、杉村委員、瀧委員、小原委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。  
次に日程第6 報告第1号 現況証明願の報告についてから日程第8 報告3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

22ページをお願いします。  
報告第1号 現況証明願の報告についてです。  
現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。  
23ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。  
昭和61年より領内小学校のグラウンドとして利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。  
昭和63年より工場敷地として利用しておりました。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。  
昭和31年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番 申請地 地目 面積を朗読。  
昭和48年より倉庫敷地として利用しておりました。

つづきまして、24ページをお願いします。報告第2号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

25ページをお願いします。  
農地法第4条第1項第8号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。  
こちらは駐車場を設置します。

26ページの総括表をお願いいたします。  
4条の届出は1件 田 1筆 88㎡ です。

つづきまして、27ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

番号5番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号6番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

番号7番 申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。

28ページをお願いします。

番号8番 申請地 地目 面積を朗読。

賃借権の設定による住宅の転用です。

29ページ総括表をお願いします。

申請件数 8件 田 3筆 531m<sup>2</sup> 畑 5筆 1442m<sup>2</sup> 合計 8筆 1973m<sup>2</sup>  
です。

つづきまして、30ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。  
本日付け提出、会長名です。

31ページをお願いします。

番号1番から7番は受人が同一のため、一括で説明いたします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号2番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号3番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号4番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号5番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号6番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号7番 申請地 地目 面積を朗読。  
賃借人の都合のため、賃借権を解除します。

番号8番 申請地 地目 面積を朗読。  
自作するために賃借権を解除します。

番号9番 申請地 地目 面積を朗読。  
農地売却のため賃借権を解除します。

番号10番 申請地 地目 面積を朗読。  
自作するために賃借権を解除します。

番号11番、12番及び13番は受人が同一のため一括で説明致します。

番号11番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号12番 申請地 地目 面積を朗読。  
番号13番 申請地 地目 面積を朗読。  
自作するために賃借権を解除します。

33ページの総括表をお願いします。

申請件 13件 田 7筆 3,936㎡ 畑 11筆 4,898㎡ 合計 18筆 8,834㎡  
です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

令和5年第1回稲沢市農業委員会総会会議録

令和5年1月25日 産業会館大会議室

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。これをもちまして、令和5年第1回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

17 番委員

小原正広

18 番委員

竹田八重子